

四日市市議会 議会報告会

(都市・環境常任委員会)

資料

資 料 一 覧

- (1) 令和3年2月定例会議会 予算常任委員会都市・環境分科会
及び 都市・環境常任委員会で審査した事項について・・・・・・・・ P 1
- (2) 上下水道局 関係部分・・・・・・・・ P 5
- (3) 提言チェックシート
(合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について)・・・・・・・・ P 11
- (4) 都市整備部 関係部分・・・・・・・・ P 18
- (5) 提言チェックシート (市営住宅の連帯保証人について)
・・・・・・・・ P 26
- (6) 環境部 関係部分・・・・・・・・ P 28
- (7) スポーツ・国体推進部 関係部分・・・・・・・・ P 42
- (8) 一般議案 (環境部、スポーツ・国体推進部、都市整備部)
・・・・・・・・ P 46

令和3年2月定例月議会
予算常任委員会都市・環境分科会
及び 都市・環境常任委員会で審査した事項について

都市・環境常任委員会について

四日市市議会では、6つの常任委員会が設置されています。そのうち、都市・環境常任委員会では、環境部、都市整備部、スポーツ・国体推進部、上下水道局に属する事項を所管（担当する範囲）しています。

※ 予算及び決算の審査については、予算常任委員会又は決算常任委員会の分科会として都市・環境常任委員会と同一の所管を審査します。

審査の概要

2月定例月議会における審査議案のうち都市・環境分科会、都市・環境常任委員会の関係議案につきまして、令和3年度当初予算関係議案6件、補正予算議案4件、一般議案12件の審査を行いました。

(1) 予算常任委員会都市・環境分科会、都市・環境常任委員会 関係議案一覧

【当初予算】

- ①議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算
- ②議案第74号 令和3年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- ③議案第75号 令和3年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- ④議案第76号 令和3年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算
- ⑤議案第79号 令和3年度四日市市水道事業会計予算
- ⑥議案第81号 令和3年度四日市市下水道事業会計予算

【補正予算】

- ⑦議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）
- ⑧議案第126号 令和2年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- ⑨議案第128号 令和2年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算
- ⑩議案第129号 令和3年度四日市市一般会計補正予算

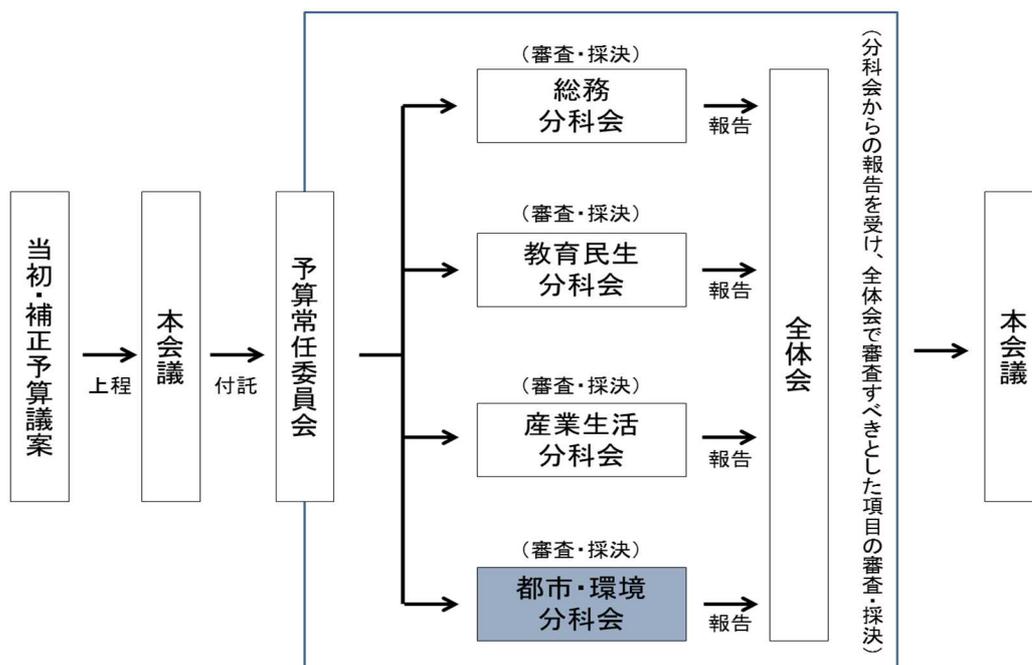
【一般議案】

- ⑪議案第102号 四日市市を美しくする条例の一部改正について

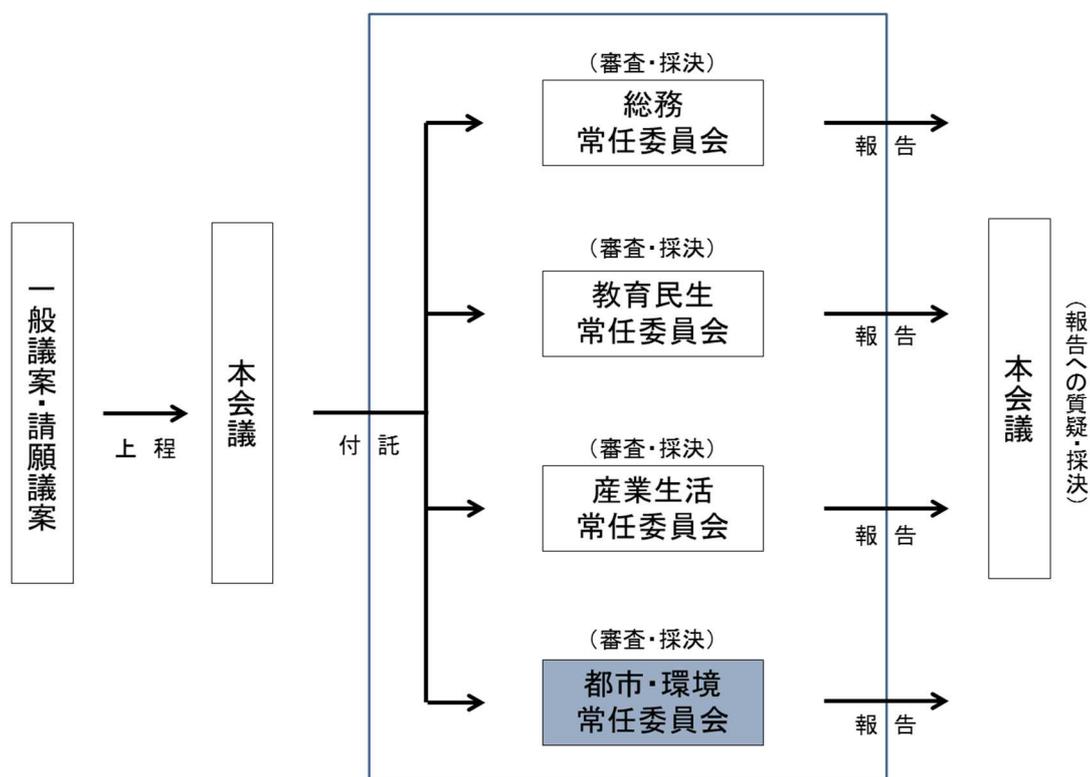
- ⑫議案第 103 号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について
- ⑬議案第 104 号 四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について
- ⑭議案第 105 号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ⑮議案第 106 号 四日市ドーム条例の一部改正について
- ⑯議案第 107 号 四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ⑰議案第 112 号 工事請負契約の締結について
—北部埋立処分場浸出水処理施設整備工事—
- ⑱議案第 113 号 工事請負契約の締結について
—令和 3 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（北部）—
- ⑲議案第 114 号 工事請負契約の締結について
—令和 3 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（中部）—
- ⑳議案第 115 号 工事請負契約の締結について
—令和 3 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（南部）—
- ㉑議案第 119 号 工事請負契約の変更について—中央緑地駐車場整備工事—
- ㉒議案第 121 号 市道路線の認定について

(2) 審査の流れ

○予算関係議案（上記①、②）の審査の流れは下記のとおりです。



○一般議案及び請願（上記③～⑥）の審査の流れは下記のとおりです。



(3) 審査結果

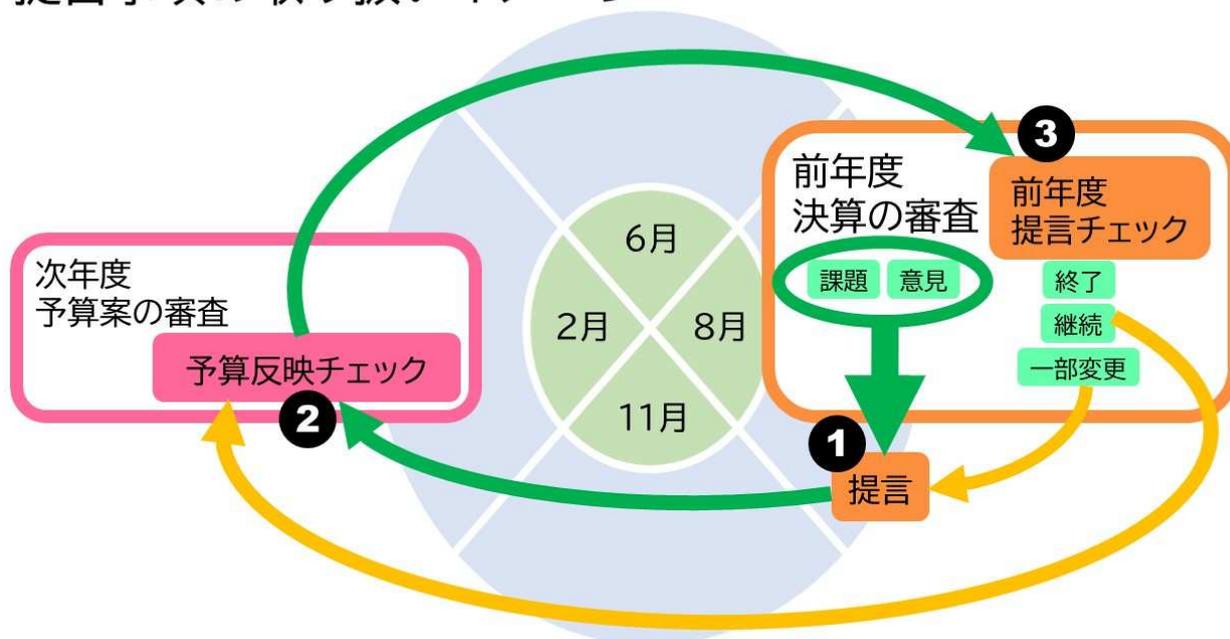
予算常任委員会都市・環境分科会及び都市・環境常任委員会において審査を行い、22議案について、多くの議論が行われた結果、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

(4) 決算審査と予算審査の連動による政策サイクルの構築に向けた取り組みについて

四日市市議会では、令和元年度から8月定例会議会において前年度の決算を審査する中で、出された意見を集約し、次年度の予算編成などに反映するよう市長へ提言を行うという取り組みをしています。そして、2月定例会議会において、次年度の予算案の審査を行う際に、8月定例会議会において行った提言の内容が予算案に反映されているかどうかのチェックを行っています。

令和3年2月定例会月議会では、当委員会から8月定例会月議会で政策提言を行った、上下水道局の「合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進」、及び都市整備部の「市営住宅の連帯保証人」について当初予算案への反映状況について確認を行いました。

提言事項の取り扱いイメージ



水道事業会計

水道基幹施設耐震化事業

(令和3年度当初予算)

1. 目的

大規模地震に備え、断水等の被害を最小限に抑え、非常時における市民生活への影響を低減するため、主要施設の耐震化を図る。

2. 内容

(1) 基幹管路耐震化工事 500,000千円

導水管、送水管及び口径300mm以上の配水管について、優先度の高い管路の耐震化を計画的に進める。

整備口径・延長：φ300～600 L=2,000m

主な整備箇所：生桑町、小古曾四丁目 他

(2) 水管橋耐震化工事 180,000千円

朝明川水管橋下部工耐震化工事を実施する。

・朝明川水管橋

3. 予算額 680,000千円 (財源内訳) 企業債 204,000千円
(前年度 577,000千円) 自己財源 476,000千円

4. 本市の基幹管路の耐震化について

基幹管路は、導水管、送水管、300mm以上の配水管で、約236kmです。非耐震管路の内、耐震性が低いと判定された管路について耐震化を実施しています。計画延長は、約45kmです。令和元年度までに、約35kmを実施しました。

基幹管路の耐震化状況 (令和元年度末)

耐震管	耐震適合管	非耐震管	計
52km	64km	120km	236km

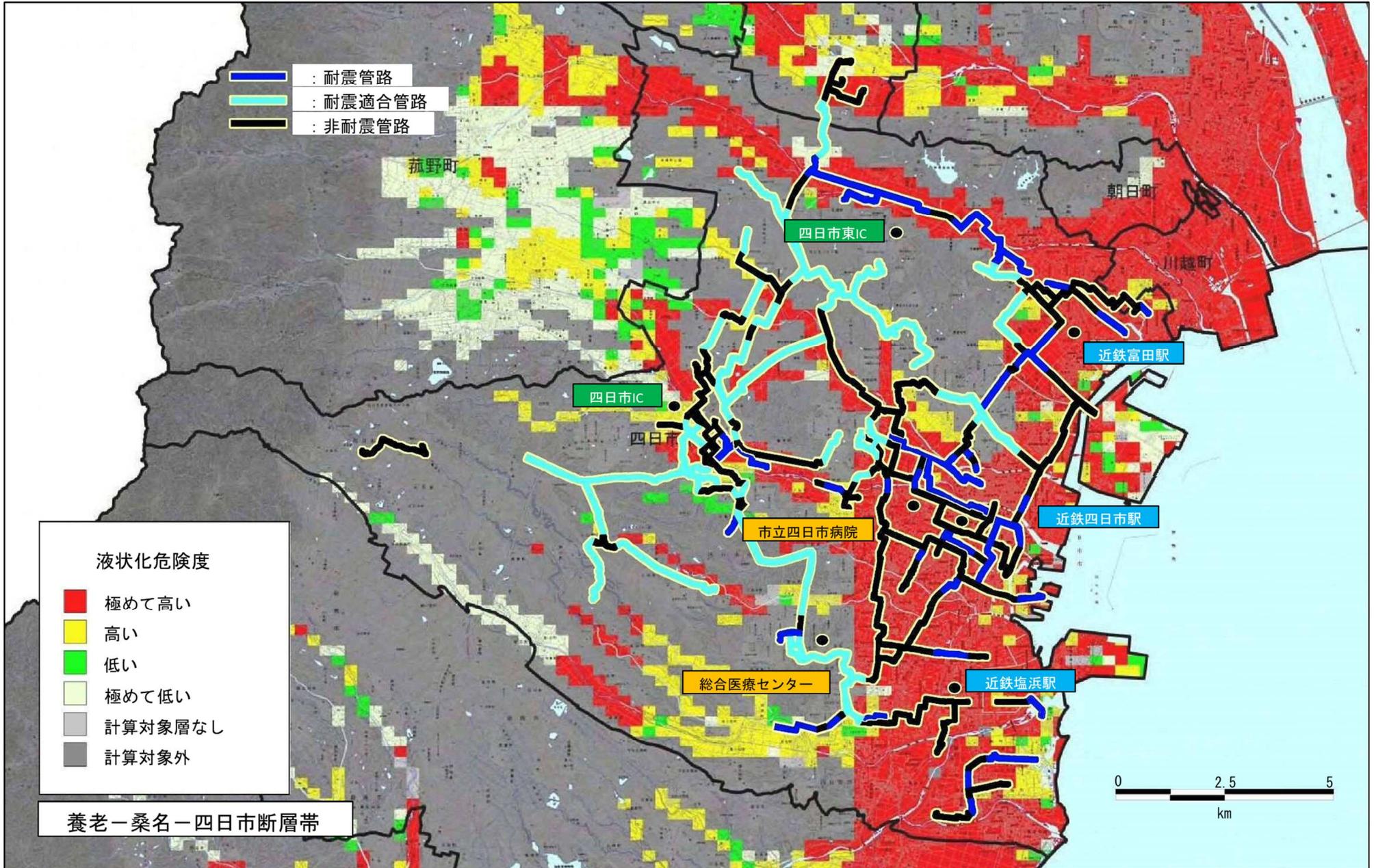
※耐震適合管：良い地盤に埋設されたダクタイル鋳鉄管 K形(耐震継手ではないが、のみ込みの大きい継手)等とされ、耐震性を有すると評価できる管。

5. 液状化地盤の水道管について

東日本大震災では、千葉県の海岸沿いの液状化地盤において、沈下が要因の継手部の離脱により水道管の被害が発生しています。通常のダクタイル鋳鉄管では、被害が発生していますが、本市が耐震事業に採用している耐震形のダクタイル鋳鉄管では、被害は発生していません。

また、過去の大地震においても、耐震形のダクタイル鋳鉄管の被害はゼロとなっております。これらのことから、液状化区域内につきましても、耐震形のダクタイル鋳鉄管にて布設替を行い、耐震化を進めてまいります。

液状化区域内の基幹管路図



下水道事業会計

公共下水道雨水対策事業

(令和3年度当初予算)

1. 目的

市街化区域の浸水対策を図り、雨に強いまちづくりを進める。

2. 内容

(1) 施設整備		1, 291, 000千円
特に浸水被害の多い地域について、施設整備を進める。		
・ 浜田通り貯留管整備 貯留管整備		400, 000千円
ポンプ施設整備		100, 000千円
導水管整備		580, 000千円
・ 排水路改良工事（芝田）等		211, 000千円
(2) 施設更新		2, 076, 000千円
雨水排水施設の更新を行う。		
・ 雨水ポンプ場（更新） 雨池ポンプ場ほか6箇所	1,	416, 800千円
・ 合流ポンプ場（更新） 阿瀬知ポンプ場	1	23, 200千円
・ 雨水ポンプ場（耐震） 朝明ポンプ場ほか3箇所	2	69, 000千円
・ 塩浜雨水1号幹線（耐震）	1	50, 000千円
・ 合流式下水道管路（更新、耐震）	1	17, 000千円
3. 予算額	3,	367, 000千円
(前年度 4, 740, 000千円) (財源内訳)		
国庫補助金（1/2・4/10）	1,	450, 767千円
企業債	1,	406, 000千円
自己財源	5	10, 233千円

【参考】雨水管理の方針

(3) 雨水管理方針

浸水被害の現状、土地利用の方向性、整備の現状を基に、雨水排水対策を実施するエリアの優先度を設定し、効果的な対策を講じる。

1) 浸水リスクの区分の設定

東海豪雨から令和 2 年度までの床上、床下浸水の実績の累積により、浸水リスクを区分する。

2) エリア別重要度の設定

下水道事業による雨水管理対象エリアは、市街化区域を基本とし、「四日市市立地適正化計画」を参考に重要度を設定する。

区分	内訳
重点対策エリア(A)	中心拠点、地域拠点
対象エリア(B)	買い物拠点、交通拠点
対象エリア (C)	その他

3) 対策目標降雨の設定

対策目標降雨について、浸水被害の累積が多い重点対策エリア(A)及び対象エリア(B)に関して 10 年確率降雨の場合には、現計画とし、5 年確率降雨の場合には、最新の 10 年確率降雨 (67 mm/時) を雨水管理総合計画では採用する。

なお、国庫補助事業の対象範囲は、5～10 年確率降雨である。

区分	対策目標降雨
重点対策エリア(A)	10 年確率降雨を採用する。
対象エリア(B)	10 年確率降雨を採用する。
対象エリア(C)	対策可能な措置を講じる。

合特法における合理化事業（上下水道局委託分）について

(1) 合特法の目的

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法を一般的に「合特法」としている。法の目的（第1条）は、「下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資すること」である。

四日市市は、平成20年3月に3事業者と合理化協定を締結し合理化事業計画を策定した。局としては、合理化事業計画に定められた事業の転換支援として、代替業務を提供している。

(2) 合理化対象事業（上下水道局委託分）の状況

(単位：千円) (税抜き)

分類	令和元年度（決算）	令和2年度（見込）	令和3年度（予算）
合理化対象事業	319,072	290,000	285,000
うち農業集落排水事業関連	66,278	65,000	68,000

下水道事業会計

下水道施設包括維持管理事業（債務負担行為）

（令和3年度当初予算）

1. 目的

施設の維持管理業務について包括的民間委託を導入し、設備系技術職員の労力を今後増大する改築、新設事業へ振替え、推進計画を着実に実施する。

2. 内容

(1) 業務委託期間 5年間（令和4～8年度）

(2) 対象施設

浄化センター施設1施設、中継ポンプ場4施設、小規模中継ポンプ場9施設、地下ポンプ場・調整池施設30施設、雨水ポンプ場1施設 計45施設

(3) 業務内容

- ① ・ 運転管理業務
 - ・ 運転操作業務
 - ・ 保守点検業務
 - ・ 法定点検業務
 - ・ 水質分析業務
- ② 物品調達業務
 - ・ 電力、水道、ガス、燃料、薬品等
- ③ 小修繕業務
 - ・ 維持管理に係る小規模修繕業務

3. 債務負担行為

下水道施設包括維持管理業務委託

限度額 4,555,400千円 （総事業費） 4,555,400千円

期間 令和3年度から令和8年度

【参考】上下水道局一般技師・労務職年代別内訳について

年代 \ 職種	土木	電気	機械	労務	合計
21～30歳	17人	4人	3人	8人	32人
31～40歳	18人	5人	1人	1人	25人
41～50歳	23人	3人	0人	21人	47人
51～60歳	18人	1人	1人	12人	32人
合計	76人	13人	5人	42人	136人
平均年齢	41.5歳	36.5歳	34.1歳	45.7歳	42.1歳

（令和3年2月28日現在）

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

（令和3年2月定例会議会 予算常任委員会）

事業名	合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について	
事業概要	<p>合併浄化槽水質浄化促進事業費は、合併浄化槽を維持管理する際の指標である法定検査の受検率を向上させるため、法定検査に合格した合併浄化槽を管理する個人に対して補助金を交付している。</p> <p>合併浄化槽設置費補助金は、生活排水対策として合併浄化槽の普及促進を図るため、新築及び転換の合併浄化槽設置者に対して補助金を交付している。</p>	
	決算額	<p><一般会計></p> <p>合併浄化槽水質浄化促進事業費 40,156,000 円</p> <p>合併浄化槽設置費補助金 41,760,000 円（国庫支出金 12,950,000 円、県支出金 3,610,000 円）</p> <p><下水道事業会計></p> <p>生活排水対策事業負担金（人件費）（正職3人 再任用2人 臨時2人） 33,852,554 円</p>

翌年度予算への提言

<提言> 合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について

1. 合併浄化槽の水質浄化促進に係る啓発活動について

合併浄化槽の清掃及び保守点検については、管理者が清掃業の許可業者及び保守点検業の登録業者に依頼する中で行われているが、浄化槽法により義務付けられた、知事指定の検査機関である三重県水質検査センターによる法定検査については受検率が50%程度にとどまっているのが現状である。合併浄化槽の維持管理が適正になされていない場合、水質の悪化による地域環境への影響が懸念されるため、今後においては合併浄化槽の適正管理及び法定検査の受検義務への理解等に係る啓発活動の強化に向け体制の整備を行うとともに、法定検査の受検率向上に係る数値目標を設定の上、進捗管理を行うべきである。

2. 合併浄化槽の普及促進に係る補助制度の見直しについて

生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）の見直しにおいて、市街化調整区域については、従来の計画による公共下水道から合併浄化槽による整備へと変更されることとなったが、このような状況の変化を十分に踏まえた上で、合併浄化槽の普及促進に向け、適正な補助額や対象者について改めて精査し、より効果的な補助制度について検討を行うべきである。

※参考 事業実施に関する意見 ③拡大

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

1. 合併浄化槽の水質浄化促進に係る啓発活動について

○「四日市市浄化槽維持管理事業補助金」の改正

法定検査受検率及び法定検査適正率向上のため、従来の補助金算出方法を見直し、浄化槽の維持管理に係る費用と水道使用量から求めた下水道使用料の差から、都市計画税充当額を減じた費用を算出し、現行の維持管理事業補助金額との差の金額を、各人槽の補助金に増額する。

改正補助金額 単位：円

人槽規模	現 行	増 額	改正金額
5～6 人槽	7,000	5,000	12,000
7～9 人槽	9,000	5,000	14,000
10～50 人槽	12,000	5,000	17,000

令和 2 年度予算額 45,729 千円 (5,459 基)

令和 3 年度予算額 72,900 千円 (5,452 基)

改正四日市市合併処理浄化槽維持管理補助金の算出根拠 単位：円

人槽	浄化槽 維持 管理費 (a)	2 か月 下水道 使用料 (b)	年間 下水道 使用料 (c)= (b)×6	差額 (d)= (a)-(c)	世帯当 都市計画税 下水道(汚水) 充当額 (e)	補助額 (f)= (d)-(e) 千円止	増額
5～6	65,000	7,788	46,728	18,272	5,477	12,000	5,000

*浄化槽維持管理費:『浄化槽の維持管理の実態に関する調査業務報告書 平成 25 年 3 月 環境省』

*2 か月下水道使用料:平均使用水量(平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月の平均水道使用量)から算出

*平均使用水道量を求めた人槽は 5 人槽

*世帯当都市計画税下水道(汚水)充当額:下水道(汚水)への充当総額を納税者で除して算出

○合併浄化槽の法定検査受検率及び法定検査適正率の数値目標

法定検査受検率及び法定検査適正率を下記のように定め進捗管理を行う。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
法定検査受検率	58.1%	61.1%	64.1%
法定検査適正率	52.9%	55.6%	58.3%

○法定検査適正率向上に向けた体制の強化

啓発活動をより強化するため、現在シルバー人材センターへ委託している啓発業務委託から、浄化槽法に則った立入検査や指導が可能となる職員による啓発活動に転換する。(職員 6 名増員)

令和 2 年度予算額 35,304 千円

令和 3 年度予算額 47,351 千円

2. 合併浄化槽の普及促進に係る補助制度の見直しについて

○「四日市市合併処理浄化槽設置整備補助金」の改正

転換補助において高齢者（65歳以上）のみが居住し、かつ非課税世帯である場合は10%の割り増しを行う。（増額735千円：12基）

なお、令和3年度より、基本額の算出根拠となる交付金基準額が改正されることから、当該補助金額を改正する。

①新築補助

単位：円

人槽規模	変更前補助金額		
	基本額	加算額	合計額 (B)
5人槽	210,000	0	210,000
6～7人槽	240,000	0	240,000
8～50人槽	270,000	0	270,000



人槽規模	変更後補助金額		
	基本額	加算額	合計額 (B)
5人槽	192,000	0	192,000
6～7人槽	231,000	0	231,000
8～50人槽	292,000	0	292,000

②転換補助（単独処理浄化槽及び汲取便所）

単位：円

人槽規模	変更前補助金額		
	基本額	加算額	合計額 (B)
5人槽	420,000	150,000	570,000
6～7人槽	480,000	150,000	630,000
8～50人槽	540,000	150,000	690,000



人槽規模	変更後補助金額		
	基本額	加算額	合計額 (B)
5人槽	384,000	150,000	534,000
6～7人槽	462,000	150,000	612,000
8～50人槽	585,000	150,000	735,000

令和2年度予算額 63,300千円(200基)

令和3年度予算額 60,600千円(200基)

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

(1) 合併浄化槽の水質浄化促進

- ・今回の補助金の増額の対応は評価する。ただし合併浄化槽の型式等で維持管理の費用が異なるため、きめ細かに対応していくことも今後検討してほしい。
- ・他市の状況もモニタリングしながら継続して補助額について検討して行ってほしい。
- ・過去から適切に管理してきた市民が不公平を感じないような補助金制度を構築すべきではないか。
- ・補助金の見直しだけでなく適切な生活排水処理のために補助金の改正について周知、広報を行ってほしい。

(2) 合併浄化槽の普及促進

- ・合併浄化槽設置整備補助金について、高齢者のみが居住しかつ非課税の世帯である場合に

対して、補助金を増額したことは評価する。

- ・合併浄化槽設置整備補助金について、国の補助基準は減額となったことから、補助額を減額したことについて理解はするが、市として合併浄化槽の設置・転換の支援についてさらに強化してほしい。
- ・合併浄化槽の設置に踏み込めない高齢者へのさらなる支援について、下水道料金との差だけでなく別の視点からも、今後検討してほしい。

2. 反映状況

分類	備考
①廃止	
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	

下水道事業会計

合併浄化槽水質浄化促進事業

（令和3年度当初予算）

1. 目的

合併浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の維持管理を適正に行った浄化槽管理者に対し補助金を交付することで、公共用水域の水質保全を図る。

2. 内容

公共用水域の水質改善の目的から、浄化槽の法定検査について法定検査適正率向上に向け、合併浄化槽の適正な維持管理を行った浄化槽管理者に補助金を交付しているが、現在のところ法定検査適正率が約50%に留まっている。

【拡充】

浄化槽の維持管理に係る費用と水道使用量から算出した下水道使用料の差から都市計画税充当額を減じた費用を算出し、現行の維持管理事業補助金額との差の金額を、各人槽の補助金に増額する。

人槽別補助金額

単位：円

人槽規模	現行	増額	改正金額
5～6人槽	7,000	5,000	12,000
7～9人槽	9,000	5,000	14,000
10～50人槽	12,000	5,000	17,000

補助基数 5,452 基

改正四日市市合併処理浄化槽維持管理補助金の算出根拠

単位：円

人槽	浄化槽維持管理費 (a)	2か月下水道使用料 (b)	年間下水道使用料 (c) = (b) × 6	差額 (d) = (a) - (c)	世帯当 都市計画税 下水道(汚水) 充当額 (e)	補助額 (f) = (d) - (e) 千円止	増額
5～6	65,000	7,788	46,728	18,272	5,477	12,000	5,000

*浄化槽維持管理費：『浄化槽の維持管理の実態に関する調査業務報告書 平成25年3月 環境省』

*2か月下水道使用料：平均使用水量（平成31年4月～令和2年3月の平均水道使用量）から算出

*平均使用水道量を求めた人槽は5人槽

*世帯当都市計画税下水道（汚水）充当額：下水道（汚水）への充当総額を納税者で除して算出

3. 予算額 72,900千円

（財源内訳）一般財源 72,900千円

（前年度 45,729千円）

下水道事業会計

生活排水対策事業費

（令和3年度当初予算）

1. 目的

合併浄化槽の維持管理が適正になされていない場合、水質の悪化による地域環境への影響が懸念されるため、合併浄化槽の適正管理及び法定検査の受検義務への理解等に係る啓発活動を行い、浄化槽の維持管理の適正化により、公共用水域の水質保全を図る。

2. 内容

合併浄化槽の維持管理は、浄化槽管理者により行われており、三重県水質検査センターによる法定検査を受検するようになっているが、法定検査適正率が約50%に留まっている。

【拡充】

法定検査適正率向上のため合併浄化槽への転換及び適正な維持管理について啓発活動をより強化するため、現在シルバー人材センターへ委託している啓発業務委託から、浄化槽法に則った立入検査や指導が可能となる職員による啓発活動に転換する。

3. 予算額 47,351千円 (財源内訳) 一般財源 47,351千円
(前年度 35,304千円)

※参考

事業名	令和2年度	令和3年度
生活排水対策事業負担金	35,304千円	47,351千円
生活排水対策一般経費	11,100千円	—
合計	46,404千円	47,351千円

下水道事業会計

合併浄化槽整備促進事業

（令和3年度当初予算）

1. 目的

合併浄化槽の設置費や単独浄化槽や汲み取り便所から合併浄化槽への転換費を補助することにより、生活環境の向上や河川や海などの公共用水域の水質保全を図る。

2. 内容

【拡充】

転換補助において高齢者（65歳以上）のみが居住し、かつ非課税世帯である場合は10%の割り増しを行う。（増額735千円：12基）

なお、令和3年度より、基本額の算出根拠となる交付金基準額が改正されることから、当該補助金額も改正する。（新築150基、転換50基）

①新築補助

単位：円

人槽規模	変更前補助金額			→	変更後補助金額		
	基本額	加算額	合計額 (B)		基本額	加算額	合計額 (B)
5人槽	210,000	0	210,000		192,000	0	192,000
6～7人槽	240,000	0	240,000		231,000	0	231,000
8～50人槽	270,000	0	270,000		292,000	0	292,000

②転換補助（単独処理浄化槽及び汲取便所）

単位：円

人槽規模	変更前補助金額			→	変更後補助金額		
	基本額	加算額	合計額 (B)		基本額	加算額	合計額 (B)
5人槽	420,000	150,000	570,000		384,000	150,000	534,000
6～7人槽	480,000	150,000	630,000		462,000	150,000	612,000
8～50人槽	540,000	150,000	690,000		585,000	150,000	735,000

3. 予算額 60,600千円

（前年度 63,300千円）

（財源内訳）

国庫補助金(1/3) 16,986千円

県補助金(1/3) 8,870千円

一般財源 34,744千円

住宅団地再生事業

(令和3年度当初予算)

1. 目的

公共施設の利用転換や統廃合に伴い発生した公共用地や民間の未利用地を活用し、利用ニーズに合った公園の再編とともに、新規住宅地の供給を図ることで、多世代の住む住宅団地として再生する。

2. 内容

①坂部が丘団地における新設公園の用地買収及び調査設計を行う。

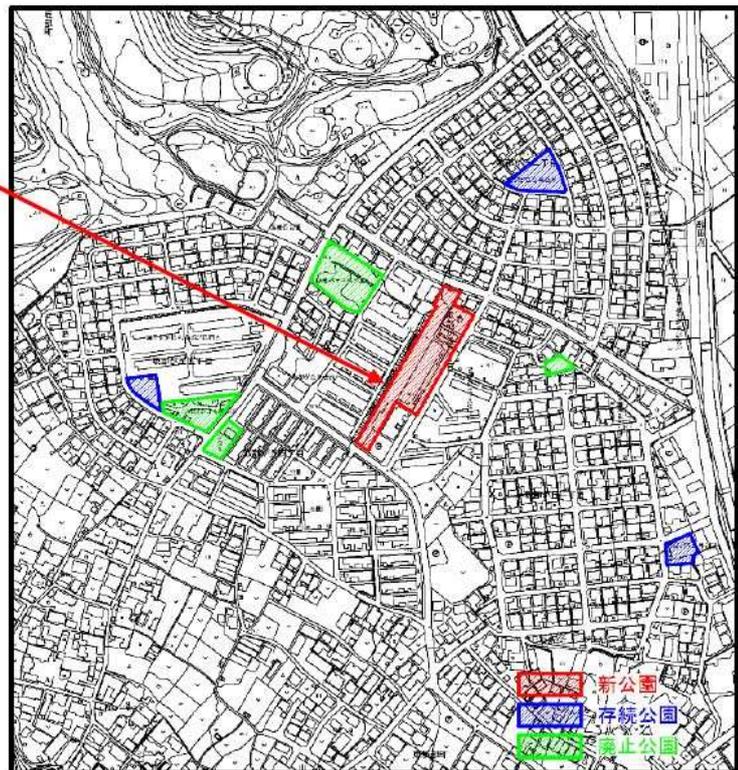
【スケジュール】 令和3年度：用地買収、地質調査、建築設計（トイレ）

令和4年度：造成工事（土木）、施設整備工事（建築）

令和5年度：施設整備（建築）



新設公園予定地
(約 6,000 m²)

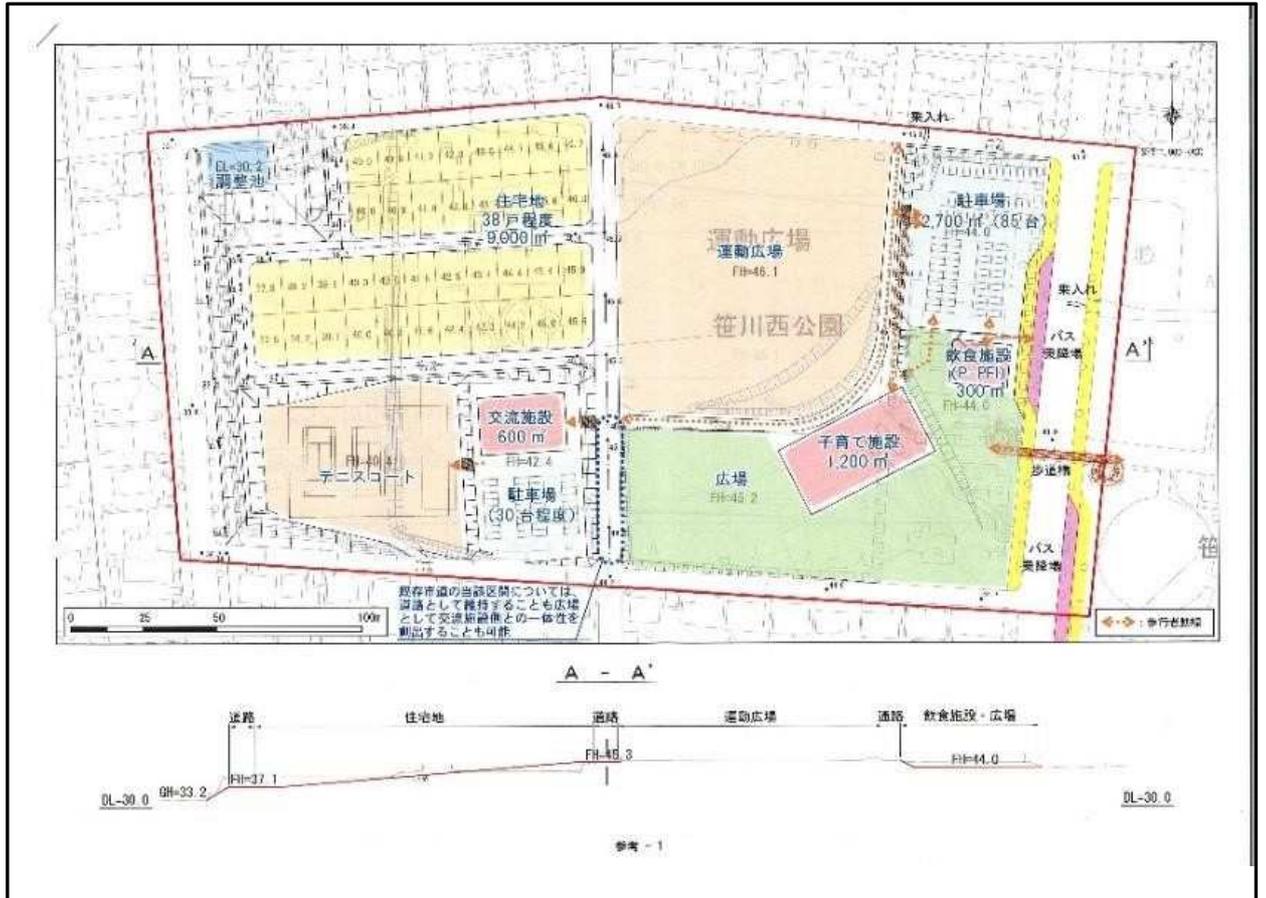


②笹川団地において、旧笹川西小学校跡地を活用した公共空間の再編案を
もとに、設計業務を行う。

【スケジュール】 令和3年度：整備手法の決定、実施設計

令和4年度：実施設計、整備工事（テニスコート移設）

令和5年度～：整備工事



案

3. 予算額

① 134,000千円（財源内訳） 国庫支出金（1/2・1/3） 45,000千円
 （前年度 26,000千円） 市債 79,200千円
 一般財源 9,800千円

② 12,000千円（財源内訳） 一般財源 12,000千円
 （前年度 7,100千円）

市営住宅整備事業費（外壁改修・E V設置等）

（令和3年度当初予算）

1. 目的

市営住宅において必要な管理戸数の確保を図るために、四日市市営住宅等長寿命化計画に基づく適切な維持管理を実施する。

2. 内容

○経年劣化した外壁の修繕と屋上の防水を施し、建物の耐久性の向上を図る。

- ・外壁改修及び屋上防水

三重（25～27, 35, 36号棟）、天白町（25～29号棟）

- ・外壁改修及び屋根改修

三重（10～12号棟）

- ・外壁改修

坂部が丘（9～20号棟）

○エレベーター及びスロープを設置し、高齢化などに伴い空室が目立つ上層階の活用を図る。

- ・地質調査、測量・実施計

三重（28号棟）

3. 予算額 309,976千円（財源内訳） 国庫支出金(1/2) 113,150千円
（前年度 299,055千円） 市債 104,300千円
一般財源 92,526千円



三重市営住宅



天白町市営住宅

市営住宅長寿命化事業におけるエレベーターの設置について

<市営住宅の現状>

住宅セーフティネットである市営住宅には、市内平均よりも多くの高齢者が居住している（下記①）。また、高齢化社会の進展に伴い、入居希望者の多くは階段の昇降に不安を感じて低層階やエレベーターが設置されている住宅への入居を希望しており（下記②・③）、その結果、エレベーターが設置されていない中層住宅では上層階の空き家が多くなっている（下記④・⑤）。

① 市営住宅高齢者入居状況

(令和2年7月1日現在)

入居者数	内、高齢者（65歳以上）		後期高齢者（75歳以上）	
3,985人	1,677人	42.1%	1,274人	32.0%

参考：3階以上の階に入居する後期高齢者 99世帯 113人

本市の高齢化率 25.8%

② 定期募集の応募状況

(過去4年間の合計)

	募集戸数	応募件数	倍率
全体	301戸	1,017件	3.4倍
大瀬古新町（1DK）	7戸	100件	14.3倍
大瀬古新町（2DK）	9戸	134件	14.9倍
曙町（1DK）	7戸	76件	10.9倍
曙町（2DK）	4戸	38件	9.5倍
前田町（1F）	7戸	56件	8.0倍

③ 随時募集の状況

令和3年1月末時点の申込者（入居待ち）25人のうち、19人が60歳以上で、平屋又は1階を希望している方が16人となっている。

④ 中層（4～5階建）住宅における空室の状況（令和3年1月31日現在）

1F	2F	3F	4F以上
45室	58室	58室	109室

⑤ ④のうちエレベーター設置済み団地（大瀬古新町、曙町）の空室の状況

1F	2F	3F	4F以上
3室	2室	0室	2室

上記住宅は、令和2年度第3回定期募集にて提供予定

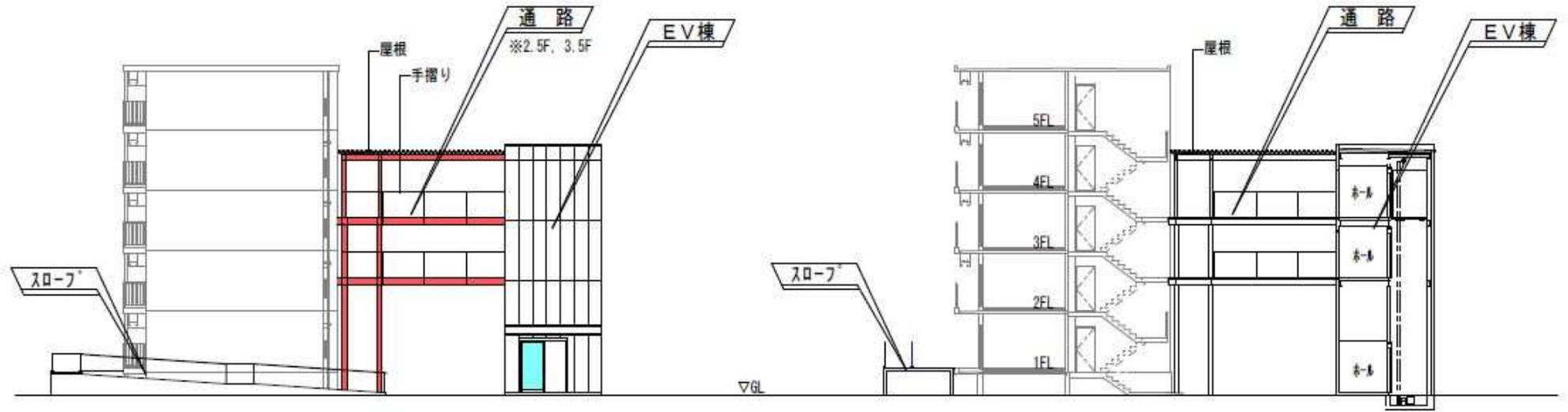
<今後の対応>

エレベーターの耐用年数を踏まえ、今後20年以上の使用を見込んで中層住宅において、エレベーターの設置を進めていくものであり、まずはエレベーター等の設置が比較的容易に行える三重団地からエレベーター及び1Fにはスロープを設置し、高層階の有効活用を進めていく。

今後のエレベーター等の設置については、エレベーター等を設置した住棟の入居状況等を踏まえ選定していく。



北立面図 S:1/200



東立面図 S:1/200

断面図 S:1/200

三重市営住宅 28号棟エレベーター・スロープ設置 イメージ図

住み替え支援促進事業補助金

(令和3年度当初予算)

1. 目的

子育て世帯に対して、空き家等への住み替えや親世帯との同居・近居を促進し、定住促進や子育て環境の向上、空き家の有効活用を図る。

また、増加する空き家対策として、令和3年度より、空き家バンクへの登録奨励金制度、インスペクション（建物状況調査）に係る費用の補助制度及び旧耐震基準空き家の除却費用の補助制度を創設し、空き家の除却や利活用を促進する。

2. 内容

	事業名	事業費
継続	子育て世帯の住み替え支援家賃補助金 子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金 子育て・若年夫婦世帯の近居支援補助金 三世帯同居等支援補助金 狭小宅地改善・同居等支援補助金	10,284 千円
新規	空き家バンク登録奨励金 ----- 空き家バンクに登録した空き家の所有者に対し、登録時・成約時に奨励金を交付することで空き家の流通の促進を図る。	900 千円
	インスペクション補助金 ----- 空き家バンクの登録物件の所有者に対し、インスペクション（建物状況調査）の費用を補助することで消費者が空き家バンクを活用しやすい環境づくりを図る。	400 千円
	旧耐震空き家除却促進補助金 ----- 旧耐震基準で建築された空き家の除却にかかる負担を緩和するため、除却後に上昇する固定資産税相当分等を補助することで、土地の利活用の促進を図る。	6,000 千円

3. 予算額 17,584千円 (財源内訳) 一般財源 17,584千円
(前年度 3,084千円)

近鉄四日市駅周辺等整備事業

(令和3年度当初予算)

1. 目的

近鉄四日市駅・JR四日市駅周辺において、中央通り等も含めた駅前広場等の整備により、中心市街地の活性化や交通機能の向上を図る。

2. 内容

設計業務委託や道路工事、地下埋設物支障移転を行う。

【スケジュール】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業概要	近鉄四日市駅 中央通り	デッキ基本設計 デッキ実施設計 道路詳細設計 道路工事地下埋設物 支障移転	広場実施設計 道路工事用地補償	デッキ下部工事 道路工事建物補償
	JR四日市駅	広場実施設計	広場工事	—
	鶉の森公園	基本・詳細設計	再整備工事	再整備工事
	諏訪公園	基本設計	詳細設計	再整備工事

3. 予算額 974,000千円 (財源内訳) 国庫支出金(1/2) 356,200千円
 (前年度 176,000千円) 市債 298,500千円
 一般財源 319,300千円



公共交通ネットワーク維持・再編事業費

(令和3年度当初予算)

1. 目的

基幹的な公共交通と端末交通が連携した効率的で持続可能な公共交通ネットワークを構築する。

2. 内容

①こにゅうどうくんライナー運行対策補助金等 4,100千円

三重交通と共同で運行する支線バス「こにゅうどうくんライナー」の運行経費の2分の1を補助金として支出する。

②デマンドタクシー事業 9,000千円

タクシーを活用したデマンド交通について、郊外部の公共交通不便地域に導入する。

3. 予算額 13,100千円 (財源内訳) 一般財源 13,100千円 (前年度 14,100千円)



四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

（令和3年2月定例会議会 予算常任委員会）

事業名	市営住宅の連帯保証人について	
事業概要	市営住宅に入居する場合に、四日市市営住宅条例に基づき、原則として2名の連帯保証人をたてることを入居の条件としている。なお、平成30年3月の国からの通知「公営住宅への入居に対する取扱いについて」を踏まえ、令和元年度に見直しを検討し、令和2年4月から65歳以上の者、被保護者、一定の等級を満たす障害者など、必要に応じて連帯保証人を1名に減じることができる等の要綱を定め、運用を行っている。	
	決算額	
翌年度予算への提言		
<p><提言> 市営住宅の連帯保証人に係る制度の見直しについて</p> <p>市営住宅の連帯保証人について、国においては平成30年3月発出の通知「公営住宅への入居に対する取扱いについて」の中で、民法改正等に伴う入居保証の取扱いに関し、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきとの考え方が示され、地方自治体に対し、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応を行うことを求めている。</p> <p>このような背景がある中で、本市においても連帯保証人の確保を市営住宅の入居条件から削除するとともに、家賃滞納への対策として、これまでの滞納者に対する丁寧な指導に加え、機関保証制度の活用や、民間の経営手法を参考にするなど、新たな対策について検討を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（実施手法の見直し）</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>連帯保証人の義務付けについては長期的には廃止していく方向で考えており、令和3年度中に機関保証制度を導入できるように取り組んでいく。</p>		
<p>【令和3年度当初予算】 ー （反映状況の分類：⑤その他 事業実施手法の見直し等に該当）</p>		

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】**1. 主な意見**

- ・提言を受けて令和3年度中に機関保証制度を導入するということを明確にしたことは評価する。
- ・提言に対してスピード感を持って対応したことは評価する。今後、機関保証制度を利用するための費用について、貸付制度を案内するなどなるべく申し込みをしやすい環境を具体的に考えてほしい。
- ・機関保証制度の費用を自力で負担できる人は、今回の見直しで救済されることになるため一歩前進したと考えるが、次の課題として、費用を自力で負担できない人をどのように支援するかを引き続き検討する必要がある。
- ・機関保証制度の利用にあたっての自己負担が市営住宅入居の新たなハードルになってはならないことから、制度の見直し後も状況を調査して議会へ報告してほしい。

2. 反映状況

分類	備考
①廃止	
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し

※今後の対応

分科会として、機関保証制度の導入後の状況について、協議会等で報告を受けるとともに必要に応じて所管事務調査を実施して議論をしていく。

大気汚染監視測定事業費

(令和3年度当初予算)

1. 目的

大気汚染防止法に基づき、常時監視測定局において大気汚染物質の常時監視を実施している。現在の本市の状況は、光化学オキシダントを除く全ての測定項目で環境基準を達成しており、全国の測定結果と比較しても大きな差異はみられない。

今後のコンビナートの新增設や自動車幹線道路の延伸による交通量の増加など、周辺大気環境へ影響を与えるような状況の変化を把握するため、移動測定車による大気環境測定を行う。

一方、令和元年度に「大気環境常時監視測定局適正配置検討業務委託」により、測定局の適正配置について検討を行った結果、環境省の測定局設置基準を踏まえて、一般環境測定局である「南測定局」、「西朝明中学校測定局」は発生源に近い他の測定局で補完できるため廃止、また、自動車排出ガス測定局である「東名阪測定局」は伊坂測定局で補完できるため廃止とする。

【参考】

大気汚染防止法（工場分）を所管している三重県が排出ガス量の多い工場の排出ガス中に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物の濃度をリアルタイムで監視している。

2. 内容

- | | |
|---|---------|
| (1) 移動測定車による大気環境測定 | 2,518千円 |
| (2) 大気常時監視測定局（3局）廃止に伴う対応 | 5,000千円 |
| ① 廃止する測定局に設置している測定機器の移設及び不要となる測定機器の廃棄処理 | |
| ② 廃止する測定局の解体 | |

3. 予算額 7,518千円 (財源内訳) 一般財源 7,518千円

4. 移動測定車による大気環境測定候補地及び令和3年度の測定地点について

コンビナートにおける設備の新增設による影響を受ける可能性のある地点や、自動車幹線道路の延伸により将来的に二酸化窒素濃度が比較的高くなると予想される道路近傍及び交通渋滞が発生している地点において、周辺大気環境へ影響を与えるような状況の変化を把握するため、移動測定車による大気環境測定の実施を予定している。

(1) 測定項目及び測定時期

測定項目：二酸化硫黄 (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、風向風速

測定時期：春、夏、秋、冬の各1週間

(2) 移動測定車による大気環境測定予定地点及び令和12年度における二酸化窒素年平均濃度予測結果について

【測定予定地点①】

羽津地区からの要望を受け、コンビナートにおける設備の新增設による大気環境への影響を確認する。(現在、羽津地区において測定場所を選定中)

【測定予定地点②】

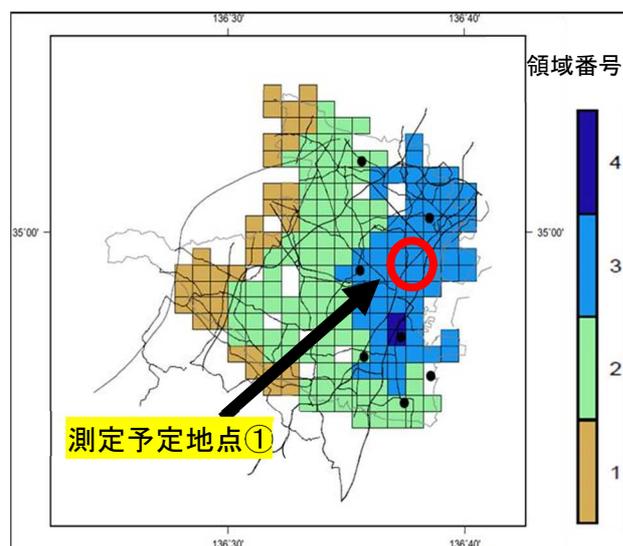
常態的に渋滞が多い一般国道1号日永三丁目交差点～追分交差点の間について、自動車排出ガスによる大気環境への影響を確認する。

【測定予定地点③】

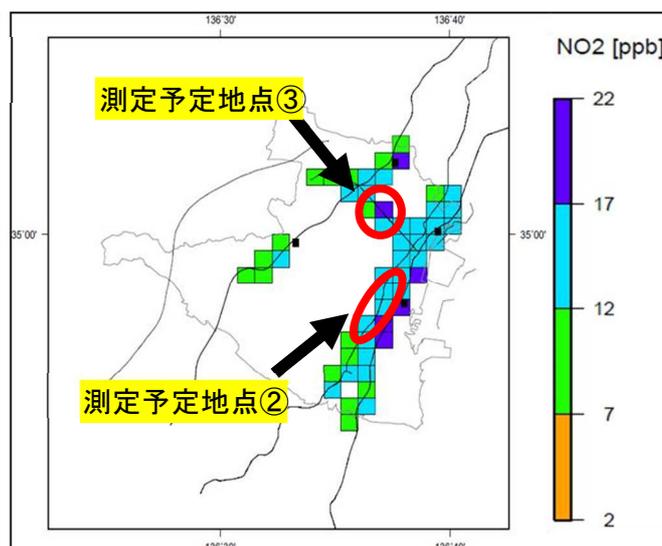
北勢バイパスの延伸により、将来的に交通量の増加が見込まれる県道64号上海老茂福線の四日市北警察署付近について、自動車排出ガスによる大気環境への影響を確認する。

<移動測定車による測定予定地点及び令和12年度における二酸化窒素の年平均濃度予測結果図>

【測定予定地点①】



【測定予定地点②、③】



(3) 令和3年度の測定地点について

令和3年度については、羽津地区から要望のある地点【測定予定地点①】において移動測定車による測定を実施予定。

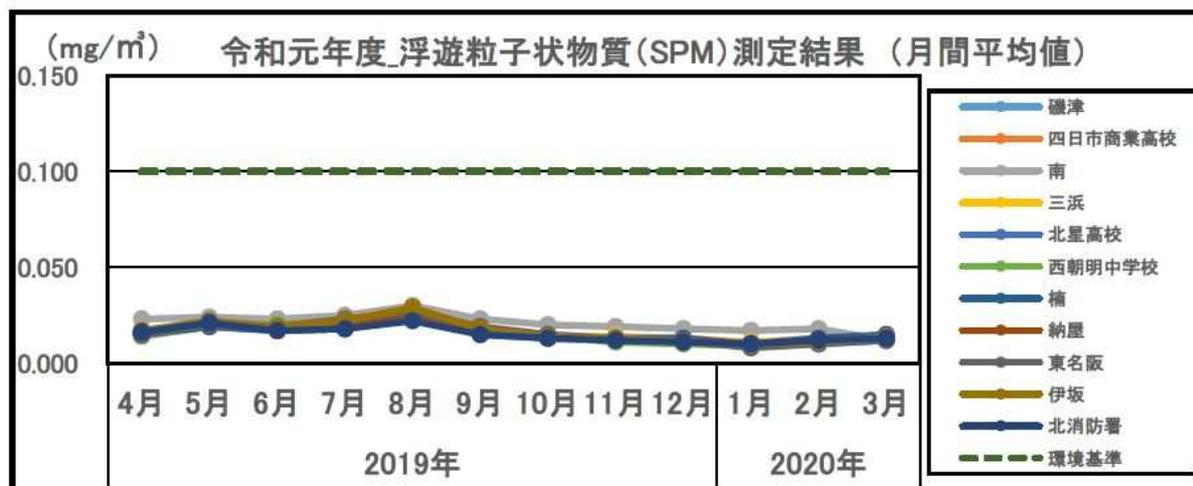
2. 黄砂測定の考え方について

- (1) 黄砂はユーラシア大陸内陸部のタクラマカン砂漠、ゴビ砂漠、黄土高原など乾燥・半乾燥地域で風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が偏西風に乗って飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象であり、特に3月～5月頃に多く日本に飛来する。黄砂の測定は特殊な装置が必要であり、日本全国に影響が出ることから、本市を含め地方都市では黄砂自体の測定は行っておらず、環境省や気象庁が日本全国の各地点において測定を実施しており、測定結果についてはホームページにて公表している。
- (2) 大気汚染防止法において、都道府県及び大気汚染防止法における政令市（本市含む）は大気汚染の状況を常時監視しなければならないこととされており、本市では環境基準が設定されている二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（Ox）、浮遊粒子状物質（SPM）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）並びにベンゼン等の有害大気汚染物質について常時監視を行っている。
- (3) 黄砂は粒子径が主に4μmの粒子であることから、粒子径が10μm以下の粒子状物質であるSPMに含まれるため、黄砂が飛来した場合には、SPMの測定結果で概ね黄砂による影響を確認することができる。

<参考1> 黄砂測定地点及び黄砂測定結果の一例



<参考2> 令和元年度における四日市市の浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果について

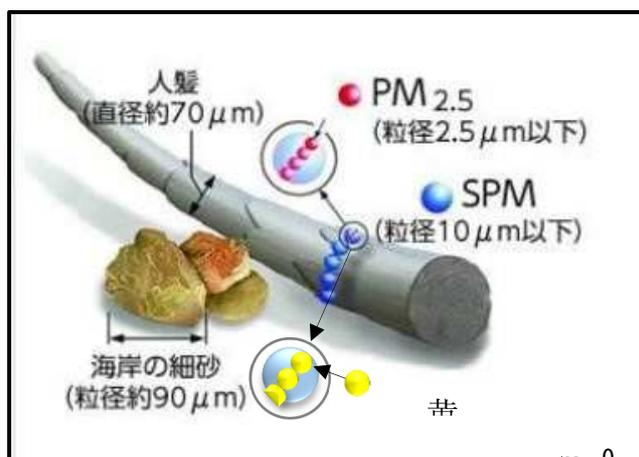


<参考3> 粒子状物質とは

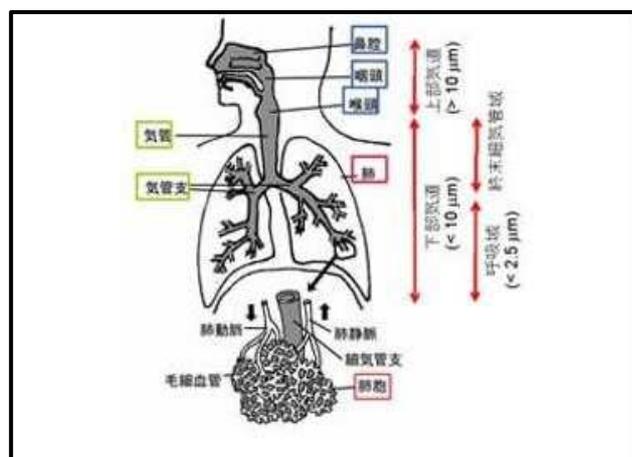
大気中には様々な物質が浮遊しているが、これらのうち粒子径が10 μ m以下のものを、「SPM」といい、さらにこれよりも小さい粒子径2.5 μ m以下のものを「PM2.5」という（図1）。

その成分は、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などさまざまである。これらは微小なため大気中に長く滞留し、呼吸器に影響を及ぼす。特にPM2.5はより肺の奥まで入り込むため、喘息や気管支炎などの呼吸器疾患を起こす確率が高くなる（図2）。

発生源としては、ボイラーや焼却炉のばい煙、鉱物堆積場などの粉じん、自動車、船舶、航空機などの人為起源のものと、土壌、海洋、火山などの自然起源のものがあり、物の燃焼などによって直接排出されるものと、大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物、揮発性有機化合物などが光やオゾンと反応し、PM2.5となるものがある。



【図1. 粒子状物質と人髪・海岸細砂との比較】
（出典：米国 EPA）



【図2. 人の呼吸器と粒子の沈着領域】
（出典：環境省 HP）

北大谷霊園合葬墓整備事業

(令和3年度当初予算)

1. 目的

今後予想される身寄りのない方の埋葬や墓地の無縁化などの増加に対応するため、公営霊園のあり方を含めた検討を行うとともに、火葬場がある北大谷斎場に隣接した北大谷霊園での合葬墓の整備に向けた調査等を行う。

2. 内容

市営霊園・合葬墓に関する調査業務を行い、合葬墓整備基本計画を策定する。

- ・ 市民意識調査の実施及び分析
- ・ 四日市市内での墓地需要算定、市営霊園の将来計画の検討
- ・ 北大谷霊園内に整備する合葬墓の計画に関する検討、見取り図の作成等

3. 予算額 4,000千円 (財源内訳) 一般財源 4,000千円

4. 合葬墓整備事業スケジュール

年度	実施内容
令和3年度	基本調査、整備基本計画策定
令和4年度	実施設計
令和5～6年度	工事実施、周辺環境整備

【北大谷斎場、霊園】



スマートシティ構築促進事業

(令和3年度当初予算)

1. 目的

地球温暖化対策を推進し、エネルギーマネジメントが高度化されたまち「スマートシティ」を構築するため、「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」設備等の導入に対して補助を実施する。

2. 内容

(1) スマートシティ構築促進補助金 39,100千円

市内の住宅に創エネ・蓄エネ・省エネ設備等を導入するための補助金を交付する。また、令和3年度から、エネルギーの自給自足を可能とすることでエネルギー収支をゼロ以下にする住宅「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」(略称ZEH〔ゼッチ〕)を新たに補助対象とする。

No	補助対象	補助額	件数	備考
1	太陽光発電設備※ ¹	30,000	140	10kW未満
2	燃料電池設備	30,000	110	
3	蓄電池(家庭用定置型)	50,000	240	
4	家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	10,000	110	
5	地中熱ヒートポンプ	300,000	1	
6	電気自動車等充電設備(V2H)	50,000	4	
7	【新規】 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)※ ²	200,000	90	

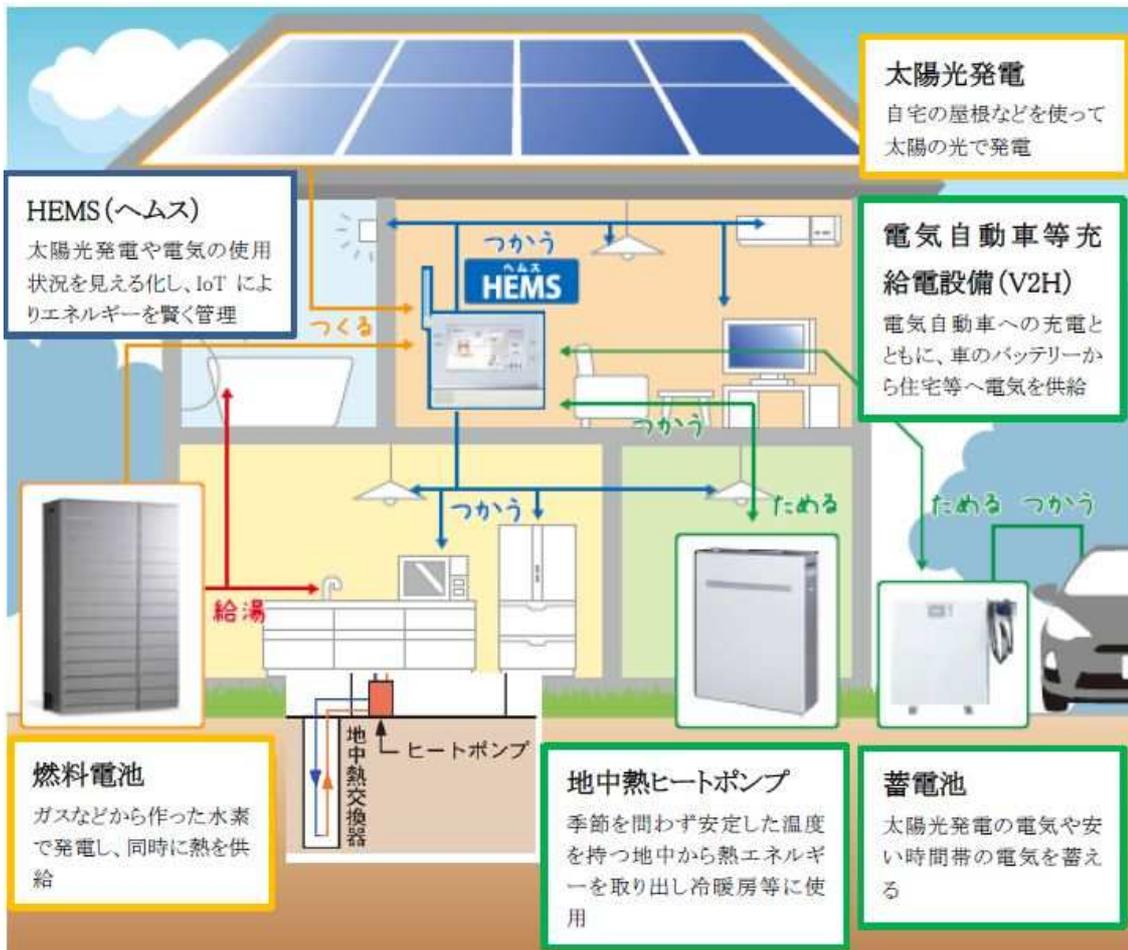
※1 太陽光発電設備を申請する場合は、当該設備を導入する同一の場所において、No. 2から6までの補助対象設備のいずれかを同時に申請することが必要。

※2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)を申請する場合、構成設備として、太陽光発電設備及び家庭用エネルギー管理システム(HEMS)が必要。ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の申請者は、No. 1と4の補助対象設備を重複して申請できない。

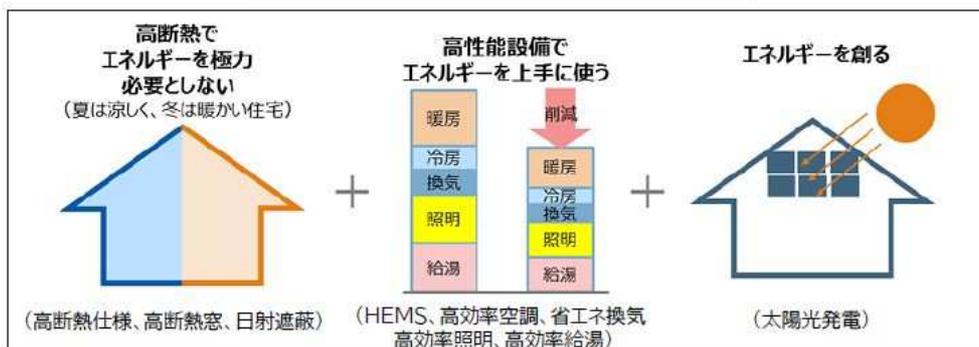
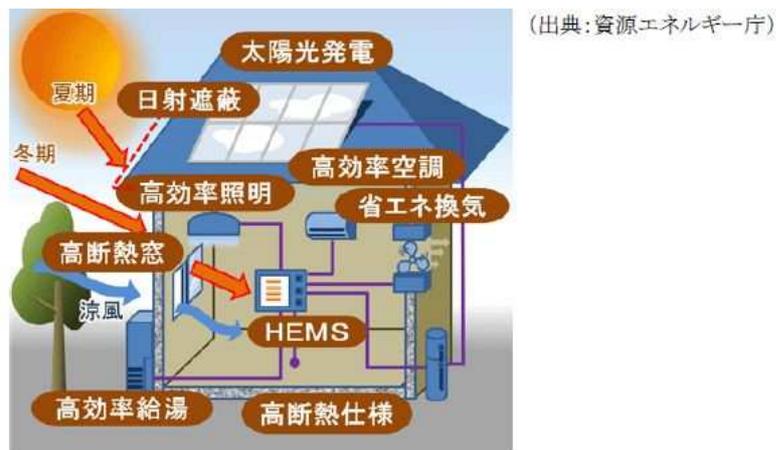
3. 予算額 39,100千円 (財源内訳) 一般財源 39,100千円
(前年度 16,500千円)

【参考】

1. 住宅に設置する創エネ・蓄エネ・省エネ設備のイメージ図



2. 「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)」のイメージ図



福祉サービスと連携したごみの収集について

(令和3年度当初予算)

1. 事業の内容

通常のごみの収集日程に限らず、いつでもごみを出せる訪問介護専用の回収箱を設置することで、ホームヘルパー（以下「ヘルパー」という。）のごみ出しを支援する（対象は可燃ごみのみ）。

2. 事業の考え方の整理

ごみ出しに支援が必要な人に対しては、家族や親族などがごみ出しを行うケースが多い。一方で、介護保険サービスを受けている高齢者などを対象に、ホームヘルパーが福祉サービスの一環として地域の集積場へのごみ出しを支援しているが、ごみ集積場へのごみ出しの時間が午前8時30分までということもあり、対応できないといった相談を、ヘルパーから受けるケースがある。

このことから、地区市民センターや介護事業所などの施設に、ヘルパーが時間帯を気にすることなく利用できる専用の回収箱を設置することで、ヘルパーの負担軽減につなげる。

3. 進捗状況

- R2.7に市議会都市・環境常任委員会所管事務調査で事業概要を説明
- 同様の事業に先進的に取り組んでいる熊本県天草市を視察
- その他、先進的に福祉収集を実施している東京都日野市を視察
- 介護事業所を運営する四日市市社会福祉協議会にヒアリング
 - ・ 事業概要について説明。肯定的な意見を得る。
 - ・ 回収箱の設置について意見聴取。各地区市民センター単位で設置することが良いのではないかと意見を得る。
- 現状を把握するため介護サービス事業者を対象として、健康福祉部からアンケートを実施（ヘルパーを対象）
 - ・ 回答率は40%程度（26事業所/71事業所）。ヘルパー68人から回答。

4. 現時点での検討状況

- 回収箱からのごみの収集は、直営または委託事業者が通常のごみ収集の一環（ごみ集積場の一つとして認識）として実施。

⇒収集にかかる追加費用は発生しない（回収箱の設置費用のみ）。

- 回収箱は金属製またはプラスチック製の容器を使用。

⇒第三者の持ち込みを防ぐため、ダイヤル式のロック錠を設置。

- 回収箱の設置場所については、地区市民センターなどに設置することを想定。

5. 今後の予定および部局横断における役割分担等

時期	内容	担当
R3.2～	健康福祉部（福祉）と今後の方針の共有	環境、福祉
R3.2～	回収箱の設置場所の検討・協議	環境
R3.2～	回収箱にごみを出せる日時の検討	環境、福祉
R3.4	清掃事業所への業務指示	環境
R3.5	ケアマネージャー、ヘルパーへの制度周知	福祉
R3.6～	回収箱の調達・設置	環境
R3.8頃	事業開始（予定）	

【開始後】

随時	ニーズの継続的把握：事業者、ヘルパー利用者への聞き取り等	福祉
R4 末頃	効果検証：電話、訪問相談の推移、ヘルパーへのアンケート等	環境、福祉

【参考：アンケート結果概要】

- (1) ごみ出しに困っている人ヘルパーの74%が、支援している方の中にごみ出しに困っている方がいると回答。
- (2) ごみ出しに困っている人の特性ごみを集積場まで出せない方が、45%で最多。以下、分別できない（25%）、玄関先までごみを出せない（22%）と続く。
- (3) ヘルパーが困っていることごみを持ち帰らなければいけないが42%で最多。ごみ出しの時間（原則8時30分）までに支援に入れないが38%。
- (4) ヘルパーを支援するための市の施策時間を気にしないで出せる集積場を作ってほしいが50%で最多。以下、収集時間を遅くしてほしいといった要望が31%。

【参考 回収箱のイメージ】



ごみ減量推進事業費

(令和3年度当初予算)

1. 目的

ごみの減量を進めるため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、特にリデュース、リユースの2Rについて一層の啓発を行う。

2. 内容

(1) 食品ロス削減に向けた啓発

830千円

- ・ 食品ロスの削減に向けたチラシや啓発グッズの作成を行う。
- ・ 学校などと連携しながら、食品ロスダイアリーの記入を通じて、食品ロスの削減を啓発する。
- ・ 飲食店における食品ロス削減をより一層進めるため、令和4年度の「よっかいち食べきり推進店事業（仮称）」の実施に向けて、チラシや啓発グッズの作成を行う。

(2) 海洋プラスチックごみの削減に向けた啓発

1,385千円

- ・ ごみ集積場から河川へのごみの流入を防止するため、ごみが飛散しやすい集積場の改修を行う。
- ・ 住民団体や大学などと連携しながら実施する、河川や海岸などの清掃活動に使用するグッズなどを作成する。

(3) 資源物、ごみ分別啓発アプリケーション「さんあ〜る」による情報発信

344千円

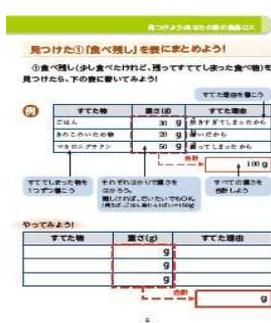
資源物、ごみ分別啓発アプリケーション「さんあ〜る」を活用して、ごみの収集日程や分別の情報、その他廃棄物の減量に役立つ情報などを市民に提供する（スマートフォン向けアプリケーションでの配信に加え、平成30年度からは、WEBからの閲覧にも対応）。

3 予算額 2,559千円

(財源内訳) 一般財源 2,559千円

(前年度 921千円)

【参考】食品ロスダイアリー（環境省提供）



4. 市内における食品ロスの発生量等について

市民1人1日あたりの食品ロスは、約95gと推計しており、国内平均（約132g）と比較して、30%程度少ないと見込まれる。

(食品ロス推計値) ÷ (本市の人口) ÷ (年間日数)

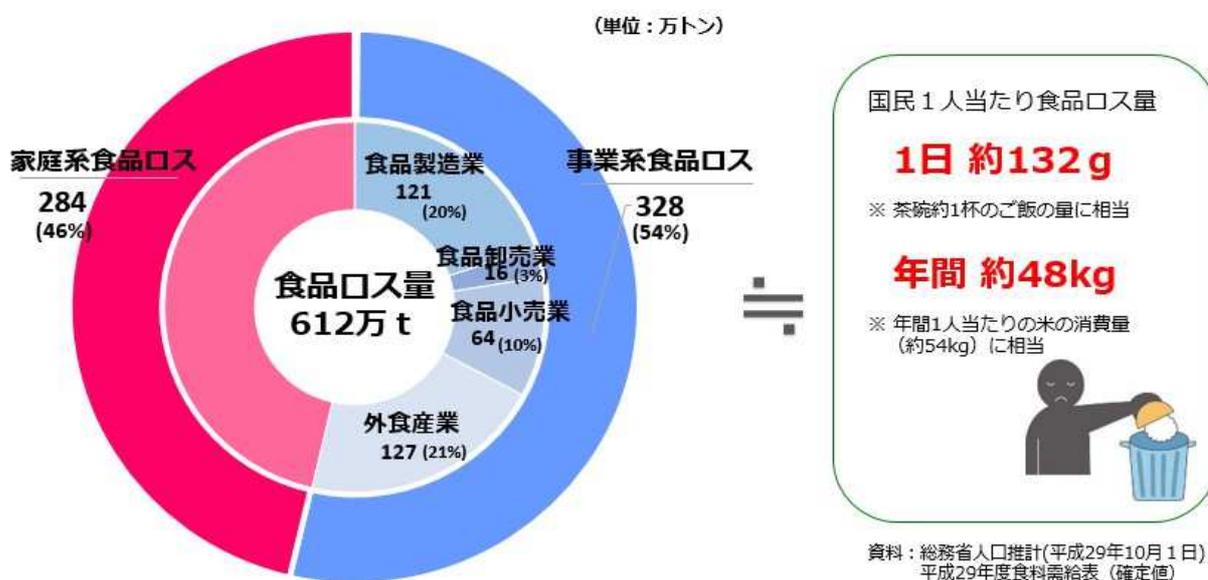
10,832 t (注) ÷ 311,244 人 ÷ 365 日 ≒ **95 g**

※人口は、令和3年1月現在のもの

※市民1人1日あたりの家庭系食品ロスの推計値は約54g (国内 約63g)

食品ロス：まだ食べられるのに廃棄される食品

【参考】我が国における食品ロス量の推計（出典：農林水産省ホームページ）



(注)

家庭系食品ロスの発生量を次のとおり推計

三重県が、令和元年度に実施した食品廃棄物等細組成分分析調査（対象は家庭系ごみ）の結果より

可燃ごみのうち食品廃棄物の割合 33.7% うち食品ロスの割合 31.6%

(可燃ごみ量) × (食品廃棄物の割合) × (食品廃棄物中の食品ロスの割合)

57,833 t × 33.7% × 31.6% ≒ 6,159 t-①

※可燃ごみ量は、令和元年度の家庭系可燃ごみの量 事業系食品ロスの発生量を次のとおり推計

(可燃ごみ量) × (食品廃棄物の割合) × (食品廃棄物中の食品ロスの割合) × (国における食品ロスの家庭系と事業系の割合)

37,384 t × 33.7% × 31.6% × 54/46 ≒ 4,673 t-②

※可燃ごみ量は、令和元年度の事業系可燃ごみの量

① + ② = 10,832 t

5. 市内の河川から海洋に流出するごみの推計等について

(1) 市内の河川から海洋に排出されるごみの推計について

現在、市内において、国が天白川、三重県が海蔵川において、それぞれ河川から海洋に流出するごみの調査を実施している。

ごみ量の全体の把握は困難だが、一例として、三重県が海蔵川で実施している調査によると、約6トンのプラスチック類（容器包装など）が、河川域に散乱していると推計されている。

(2) 今後の対応について

国や三重県の調査結果なども踏まえて、不法投棄のパトロール活動の内容を見直し、パトロールエリアの重点ポイントに河川、水路周辺を加えるとともに、河川にごみが出す可能性があるごみ集積場について、自治会などとも連携して、ごみ集積場の改修に取り組むなど、海洋へのごみの流入の防止に努める。

【河川に隣接しているごみ集積場の事例】



日永2丁目地内



八王子町地内

【国（（一財）日本環境衛生センターに委託）の調査の様子】



ごみの回収用フェンスの設置（天白川）



ごみの流入を確認するカメラの設置（天白川支流）

国際環境協力推進事業費

(令和2年度補正予算)

(単位：千円)

	当初予算額	補正予算額	補正後予算額
事業費（委託料）	8,535	△ 3,985	4,550
財源内訳	8,535	△ 3,985	4,550
一般財源	8,535	△ 3,985	4,550

【補正理由】

国際的な新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、現地派遣セミナー及び国内受入研修を中止した。その代替としてビデオ講義を行ったが、不用額が生じたため減額補正を行うものである。

清掃工場管理運営費

(令和2年度補正予算)

1. 目的

四日市市クリーンセンターにおいて、安全かつ安定したごみ処理を継続するため、設備等の適切な維持管理を行う。

2. 内容

クリーンセンターの稼働開始以降、ごみの搬入量が当初想定を大きく上回っており、建設時の計画では2炉運転を基本としていたものの、処理量の増加を目的に現在まで3炉運転を継続している。また、最大処理能力に近い水準での連続高負荷運転を余儀なくされており、定期的な補修に加え、後年度で計画していた補修等*を前倒しで行う必要が生じたため、増額補正を行う。

※ 主な補修・整備内容

- ピット天井クレーン…ごみを掴む爪の交換を実施
- 発電用ボイラー…水を貯留するドラム及び熱を通す煙管の交換を実施
- 粉塵回収用除塵機…灰をピットへ戻すコンベアの補修を実施 他

【参考】見込搬入量及び計画搬入量

(搬入量・計画搬入量単位：トン)

	搬入量(A)	計画搬入量(B)	増加割合(A/B)
平成 28 年度	98,779	87,061	113.5%
平成 29 年度	95,907	86,044	111.5%
平成 30 年度	94,434	85,068	111.0%
令和元年度	96,980	83,820	115.7%
令和 2 年度	96,000	82,597	116.2%

※令和 2 年度の搬入量は見込

3. 補正予算額 135,000千円 (財源内訳) 一般財源 135,000千円

補正前 930,970千円

補正後 1,065,970千円

三重とこわか国体・三重とこわか大会等開催事業

(令和3年度当初予算)

1. 目的

三重とこわか国体・三重とこわか大会開催に向けた準備を行い、両大会を円滑に実施する。

また、カナダ体操チームによるオリンピック事前キャンプを実施し、市民のスポーツに対する関心を高め、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催の機運を醸成する。

さらに、オリンピックを招いたイベントを開催し、東京2020オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーの継承を図る。

2. 内容

(1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会推進事業費 1, 288, 254千円
 三重県では46年ぶりの開催となる第76回国民体育大会（三重とこわか国体）及び三重県初開催となる第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）を実施する。新型コロナウイルス感染症の影響下で初めての両大会開催となることから、感染症対策を万全に行い、選手、大会関係者及び市民にとって安全・安心な大会を運営する。

(2) 東京オリンピック事前キャンプ等実施事業費 59, 123千円
 東京2020オリンピックを直前に控えたカナダ体操チームの事前キャンプを四日市市総合体育館で実施する。その受入準備及び広報活動のほか、オリンピック後も体操を通じた交流を実施していく。

(3) オリンピアンによる体操演技会 8, 379千円
 四日市市総合体育館において、オリンピックによる体操の演技会を開催する。

3. 予算額

1, 355, 756千円（財源内訳）	県支出金（10/10・2/3）	508, 537千円
（前年度 247, 478千円）	一般財源	847, 219千円

国体競技施設整備事業

(令和3年度当初予算)

1. 目的

三重とこわか国体・三重とこわか大会の会場となる中央緑地や霞ヶ浦緑地の整備を行う。

2. 内容

(1) 霞ヶ浦緑地運動施設整備事業費 (国体関係)

- ・ 四日市テニスセンター多目的広場等整備工事 (令和2年度～令和3年度)
事業費 20,000千円

(2) 中央緑地運動施設整備事業費 (国体関係)

- ・ 中央緑地トリムコース整備工事 (令和2年度～令和3年度)
事業費 77,000千円
- ・ 路線サイン整備工事 (令和3年度) 事業費 14,000千円

(3) 運動施設関連整備事業費 (国体関係)

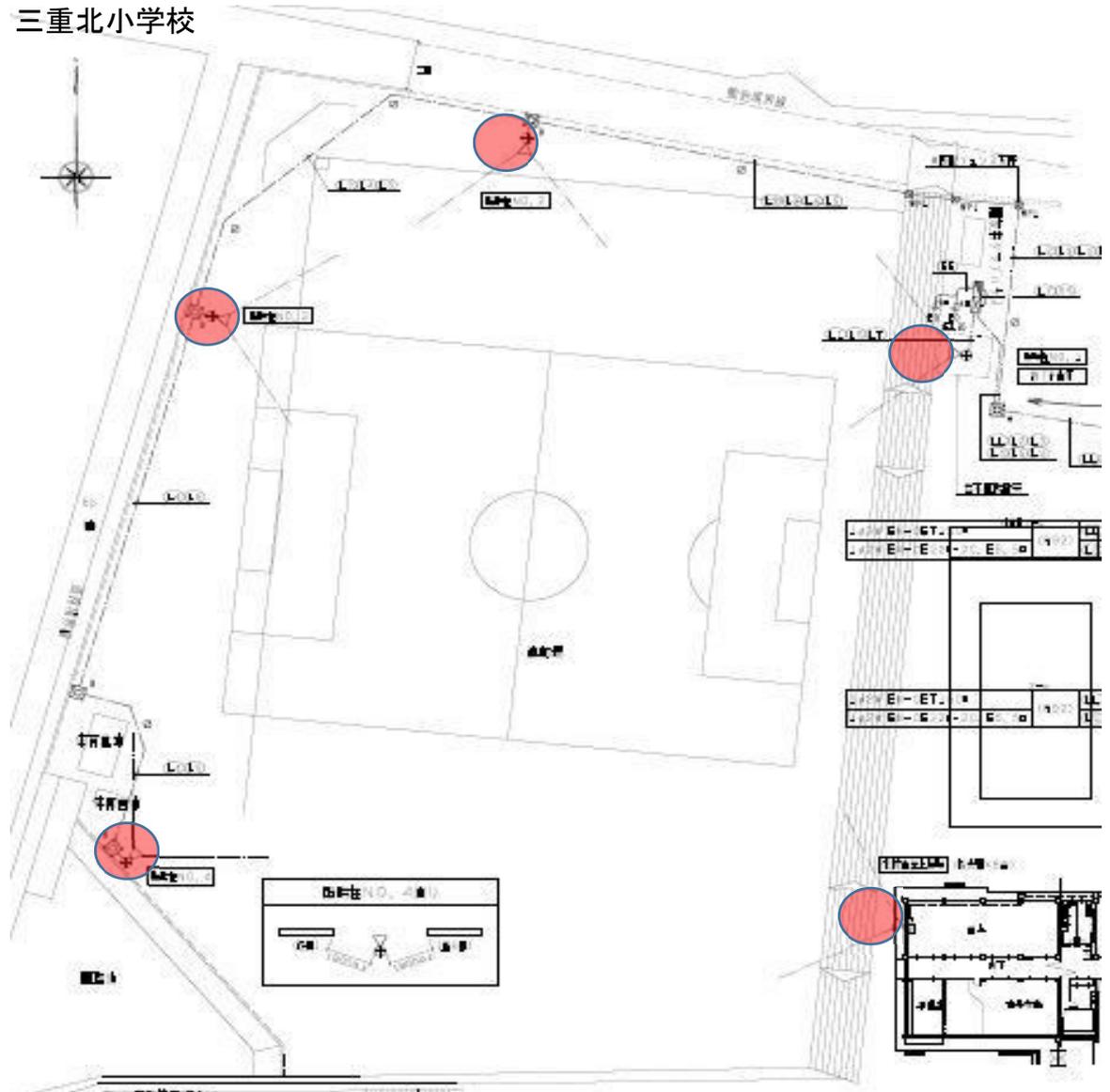
- ・ 霞ヶ浦緑地駐車場区画整備工事 (令和3年度) 事業費 10,000千円
- ・ 中央緑地駐車場整備工事 (令和2年度～令和3年度)
事業費 156,000千円

3. 予算額 277,000千円 (財源内訳)

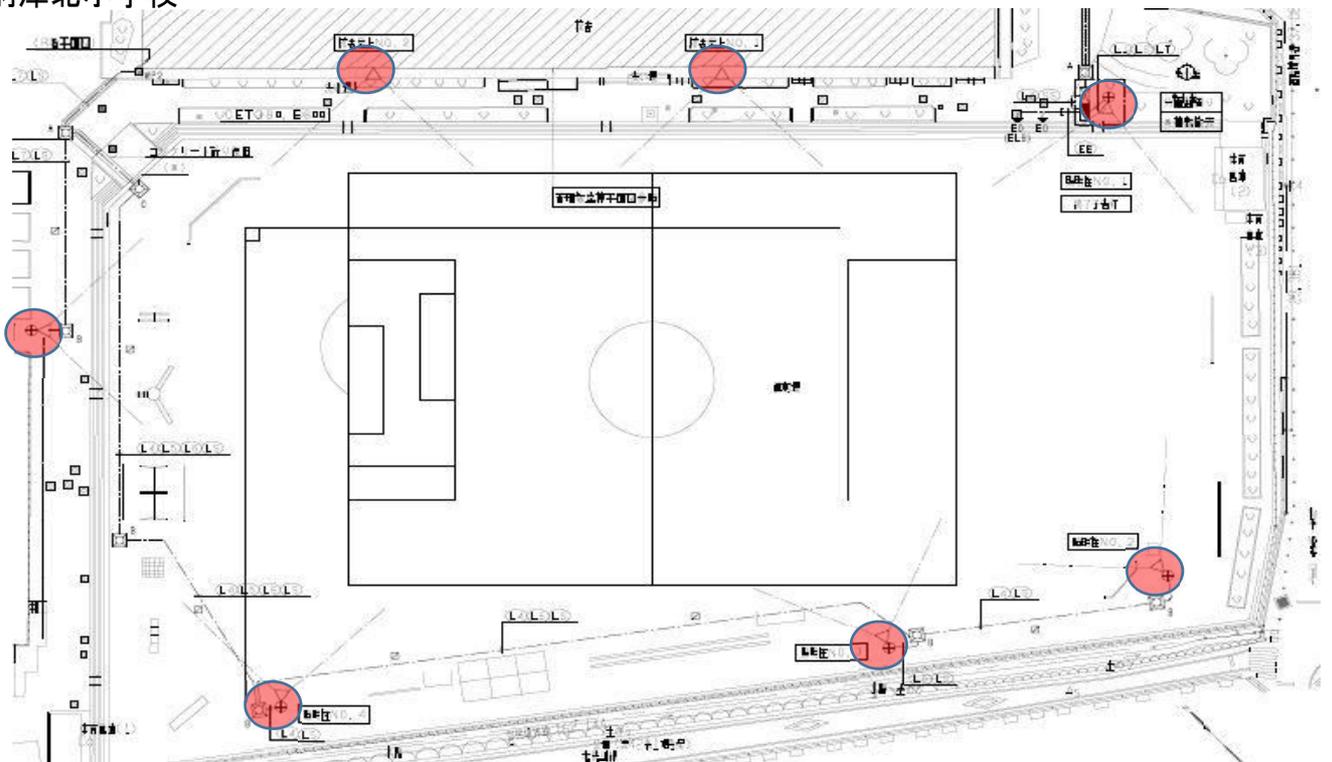
(前年度 1,863,000千円)	国庫支出金(1/2)	50,000千円
	市債	45,000千円
	一般財源	182,000千円

照明設備の配置

三重北小学校



羽津北小学校



<環境部>**議案第102号 四日市市を美しくする条例の一部改正について****1 改正の背景**

条例を制定した当初は、びんや飲料缶、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす（空き缶等）などの投棄が目立っており、特に、近鉄四日市駅周辺を中心とした地域において、これらの散乱が課題となっていたことから、空き缶等を対象として本条例を制定した。制定から20年以上が経過した現在、同地域においては空き缶等の投棄が減少傾向にあるものの、市内においては、『ペットボトル』『たばこの吸殻』『菓子袋』といった一般的な家庭ごみの投棄が見られ、市民に対し一般的な家庭ごみの投棄について啓発を行う必要性が高まっている。

令和元年8月定例会議会における四日市市議会からの提言も踏まえ、空き缶等だけでなく一般的な家庭ごみの投棄に対する市民の意識を向上させることを目的として、本条例を改正する。

2 改正の内容

- (1) 条例の対象を「空き缶等」から「一般廃棄物」へと拡大するとともに、より市民にわかりやすく伝わるよう、『ペットボトル』『たばこの吸殻』『菓子袋』『テレビジョン受信機』『家電製品』『家具類』『タイヤ』などの具体的な品目を明記。
- (2) 「ごみを不法に投棄してはならない」とする旨を条例に規定。
- (3) 命令に従わなかった不法投棄者情報を、どのように公表するかを明確化

3 施行期日

令和3年7月1日

〈スポーツ・国体推進部〉

議案第105号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 について

議案第106号 四日市ドーム条例の一部改正について

議案第107号 四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の背景

消費税率の変更に伴う利用料金の改定の際、改正手続に遺漏があったことを踏まえ、今後の改正手続に確実に期す観点から、設備器具及び備付物品等の上限額の記載方法の見直しを行う。

また、条例上、明確に規定されていなかった従来からの運用方法等を明文化するとともに、利用者の利便性向上の観点から所要の見直しを行う。

2 改正の内容

(1) 各条例共通の内容

- ①現在本文中に規定されている設備器具及び備付物品等の上限額について、体育館等の専用利用料金等と同じように別表部分に記載する。
- ②体育館等の専用使用においては、「午前・午後」を、又は「午後・夜間」を引き続いて使用する場合の使用時間及び利用料金等について、明文で規定する。
- ③会議室等の利用料金等に係る延長料金等の取扱いについて、体育館等の専用利用料金等と同様の取扱いとすることができるよう、体育館等の専用利用料金等の別表等の改正を行う。

(2) その他の改正内容

- ①運動施設 個人利用料金の上限額を定めた別表第3から「中央トレーニング場」を削除する。
- ②ドーム これまで規則にて規定していた小中学校、障害者団体等が利用する場合の利用料金の減免について、条例中に明記する。
- ③総合体育館 トレーニングルームにおけるフリーウエイトエリアのみの専用使用料を設定するとともに、トレーニングルームの時間区分の変更（全日→午前・午後・夜間・全日）及び区分に応じた専用使用料を設定し、利用者の利便性の向上を図る。

3 施行期日 令和3年4月1日

<都市整備部>

議案第113号から議案第115号まで 工事請負契約の締結について

—令和3年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（北部）（中部）（南部）—

緊急時における迅速な対応の強化や業務の効率化を図るため、土木関係の工種を集約し、本市北部8地区、中部8地区及び南部8地区の地区市民センター管内における道路・河川等の維持修繕を実施する。

1 概要

道路・河川等維持修繕業務 一式

道路（道路維持、舗装補修、交通安全施設、路面標示、雪氷対策）

河川等（河川水路維持、溜池維持、調整池維持）

2 契約金額

（単位：円）

	上限額	指示限度額
北部	454,000,000	376,000,000
中部	493,000,000	409,000,000
南部	433,000,000	359,000,000

※指示限度額：総指示額がその額を超えた時点で、新しい指示を行わない額をいう。

3 契約の相手方

北部	穂積・久志本・サンエイ・三和・中村・服部・丸谷・守成地域維持型建設共同企業体
中部	高砂・アイトム・朝日・生川・福道・森崎・西出・中央・富洋・リョーケン・東邦地域維持型建設共同企業体
南部	信藤・五十嵐・伊勢森・岡田・河北・北三重・新陽・杉本・日進・別府地域維持型建設共同企業体

4 契約期間

令和3年4月1日から 令和4年7月31日まで

5 契約方法

随意契約（公募型プロポーザル方式）

北部、中部、南部 各1社

